

岡山弁護士会 2019年度(令和元年)憲法記念県民集会



**参加費無料
文芸的要素
要約筆記あり**

知ってる? LGBT

多様な性を認め合う社会を目指して

みなさんは、「LGBT」という言葉をご存じでしょうか。
LGBTとは、Lesbian(レズビアン:女性同性愛者)、Gay(ゲイ:男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル:両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー:性別移行者)の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつです。
日本においては、人口の約1%から1.5%が、LGBTにあたるのではないかと推定されています。英国内閣の調査結果なども報告されています。
これまで、性的少数者の受ける差別や人権が注目される機会は多くありませんでしたが、昨今、性的少数者を支援する取り組みが広がる中で、このような事例が社会問題として認知され、議論されるようになってきました。
本集会では、弁護士の南和行さんをお迎えし、性的少数者を取り巻く社会情勢と権利保障などについて、基調講演をしていただきます。
また、LGBTの当事者の方々、憲法学者や、先進的な取り組みをされている自治体職員の方らも交えて議論を深め、これからの多様な性を認め合う社会の実現に向けて、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

●岡山県庁から徒歩15分(西側玄関を向へト)
●開演17:55分(山陽新聞社ビル下階)



2019年 **5.11** 土曜日
【開場 13:00】
13:30~16:30

山陽新聞社本社ビル1階
さん太ホール
〒700-8634 岡山県北區東山2-1-1

13時35分～基調講演
「LGBTのことそして人権 誰もが生きやすい社会」
南和行さん(弁護士)

15時15分～パネルディスカッション
「多様な性を認め合う社会を実現するために今私たちができることは？」
南和行さん(弁護士)
中塚幹也さん(医師、岡山大学大学院保健学研究科教授)
総社市職員の方、LGBTの当事者の方

主催 / 岡山弁護士会 共催 / 日本弁護士連合会・中国地方弁護士会連合会

岡山弁護士会 TEL:086-223-7011 <http://www.okahen.or.jp/> 岡山弁護士会 投票

プロフィール



講師・パネリスト

みなみ かずゆき
南和行さん

1976年大阪市生まれ42歳。大阪府立天王寺高校から京都大学農学部・同大学院に進学し、卒業後は住宅建材メーカーに就職。学生時代に知り合った恋人の吉田昌史と二人で弁護士になることを目指して大阪市立大学法科大学院に入学。
2008年に司法試験に合格し、2009年2月に弁護士登録(大阪弁護士会)。2011年に吉田と結婚式を挙げ、2013年大阪市北区の南森町に、同性カップル弁護士の法律事務所「なんもり法律事務所」を吉田と二人で開設。
一般民事ほか離婚・相続・遺言・養子縁組など家族の問題を多く取り扱う。性的マイノリティの差別の案件、戸籍の性別の案件、民法772条による無戸籍の案件にも積極的に取り組む。
2015年に「同性婚 私たち弁護士夫婦です」(祥伝社新書)、2016年に「僕たちのカラフルな毎日 弁護士夫婦の波瀾万丈奮闘記」(産業編集センター)を上梓。南と吉田の3年間を追ったドキュメンタリー映画「愛と法(原題:of LOVE and LAW)」(監督:戸田ひかる)が2017年の第30回東京国際映画祭の日本映画スプラッシュ部門で作品賞を受賞し、2018年秋から冬にかけて全国で好評ロードショー。松竹芸能に所属するタレント弁護士として、テレビ番組へのコメンテーター出演など活動の幅を広げている。
(弁護士業務連絡先)
〒530-0041 大阪市北区天神橋二丁目5-28千代田ビル2階 なんもり法律事務所
tel.06-6882-2501 / fax.06-6882-2511 / HP www.nannmori-law.jp



パネリスト

なかづま つかよし
中塚 幹也さん

岡山大学大学院保健学研究科 研究科長
岡山大学ジェンダークリニック 医師
GID(性同一性障害)学会 理事長
岡山大学病院リプロダクションセンター センター長
1986年 岡山大学医学部卒業
1992年～1995年 米国NIH(National Institutes of Health)に留学
1998年～岡山大学ジェンダークリニック開設時からのメンバー
2004年～岡山県不妊専門相談センター センター長(兼任)
2006年 岡山大学医学部保健学科 教授
2007年～岡山大学大学院保健学研究科 教授
2013年～岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター 教授(兼任)
2013年～がん・生殖医療ネットワークOKAYAMA 代表
2014年 文部科学省 学校における性同一性障害に係る参考資料作成協力委員会委員
2016年～GID(性同一性障害)学会認定医
2018年～岡山大学病院リプロダクションセンター センター長(兼任)
著書:「おぼろげな子ども、その心を探る:性同一性障害の生徒に向き合う」(ふくろう出版 2017年)
「個性」ってなんだろう? (監修) (あかね書房 2019年)

憲法週間に
寄せて



岡山弁護士会 会長 小林 裕彦

日本国憲法が昭和25年5月3日に施行されて今年で72年を迎えます。
憲法は国の最高法規で、法令は憲法に違反してはなりません。この点で、憲法は国家権力の濫用を抑制するものです。
日本国憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を三つの原則としています。
特に、平和主義については、過去の戦争の惨禍にかんがみ、武力による威嚇又は武力の行使を禁止し、戦力不保持、交戦権否認という世界に例を見ない恒久平和主義を採用しています。
ところが、憲法制定後一貫して憲法違反と考えられてきた集団的自衛権の行使を限定的に可能としたいいわゆる安保法制の成立に続いて、憲法改正の議論が本格化しつつあります。このような状況の下、立憲主義の意義と役割を再確認することが求められています。
ところで、日本を取り巻く国際情勢は、中国の軍事的台頭や北朝鮮の核保有など、日本国憲法施行当時とは全く異なっています。憲法改正の当否は、最終的には、国民の認識や価値観によって決められるべきものですが、改正の議論のためには、議論の前提となる情報が国民に対し多面的に提供される必要があります。
以上を踏まえた上で、私は、弁護士会の務めは、憲法が国家権力の濫用を抑制するものだという基本的な立場から、まずは、憲法のどこをどう改正したら、どのようなことが起こると想定されるかといった問題点を、法的な観点から皆様とわかりやすくお示しすることだと考えています。
さて、岡山弁護士会では、毎年、憲法記念県民集会を開催しています。今年は、「知ってる? LGBT - 多様な性を認め合う社会を目指して -」をテーマとして県民集会を開催します。日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定し、すべての価値の根源は個人にあるという価値観を基礎に置いています。LGBTは、まさに個人の尊重の価値観に関わるものにほかなりません。
本集会では、第1部で同性カップルの弁護士 南和行氏に「LGBTのことそして人権 誰もが生きやすい社会」という題で基調講演を行っていただき、第2部で、南和行氏に加え、岡山大学大学院保健学研究科教授の中塚幹也氏、総社市職員の方、LGBTの当事者の方をパネリストとして迎え、「多様な性を認め合う社会を実現するために今私たちができることは?」について、パネルディスカッションをしていただきます。
どうか多くの皆様にご参加いただきたく、お願い申し上げます。